

判決年月日	平成２８年６月９日	担当部	知的財産高等裁判所 第３部
事 件 番 号	平成27年（行ケ）第10126号		
○ 発明の名称を「ガスセンサ素子及びその製造方法」とする発明について、進歩性を肯定した審決の判断に誤りがあるとして、不成立審決が取り消された事例。			

（関連条文）特許法２９条２項

（関連する権利番号等）特許第５１０４７４４号，無効２０１４－８０００３１

判 決 要 旨

１ 事案の概要等

被告は，標記特許の特許権者である。原告が無効審判請求をしたのに対し，特許庁が不成立審決をしたため，原告が提訴した。

原告は，本件発明１及び２（ガスセンサ素子の発明）について，甲２発明(1)を主引例とする進歩性欠如を否定した審決の判断の誤り等を，本件発明３（ガスセンサ素子及びその製造方法）について，甲２発明(2)を主引例とする進歩性欠如を否定した審決の判断の誤り等を主張した。

２ 裁判所の判断

審決は，本件発明１及び２の表面アルミナ層に設けられた開口用貫通穴は「上記電極よりも大きな形状に形成してあって，該開口用貫通穴から上記電極が露出し」との構成（構成Ａ）について，電極の側面が露出する程度に開口用貫通穴が電極よりも大きな形状に形成してあることを意味すると解釈した上で，甲２発明(1)に甲３技術を適用した結果得られるガスセンサ素子の表面アルミナ層は電極の側面に接して形成され，構成Ａを満たさないから，本件発明１及び２は，甲２発明(1)及び甲３技術に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものとはいえないと判断した。

これに対し，本判決は，構成Ａについて，特許請求の範囲には，「開口用貫通穴は，上記電極よりも大きな形状に形成してあって」とされるのみで，「電極よりも大きな形状」について，電極の側面が露出する程度のものでなければならないことを示す記載はなく，明細書にもそのような限定を根拠付ける記載はないなどとして，審決の上記解釈を否定し，表面アルミナ層の開口用貫通穴の側面とその内側に配置される電極の側面が隙間なく接する構成においても，開口用貫通穴の内側に電極が配置されるものである以上，開口用貫通穴の内周は電極の外周よりも大きな形状であるといえるから，甲２発明(1)に甲３技術を適用した結果得られるガスセンサ素子の表面アルミナ層は構成Ａを満たすものであると判断し，審決の容易想到性の判断には誤りがあるとした。

また，審決は，本件発明３の製造方法において焼成する「シート体」について，各表面アルミナ層のアルミナシートとは反対側の面には他の層などが形成されていないもの限定されると解釈した上で，甲２発明(2)に甲３技術を適用した場合において焼成するシート体は，

表面アルミナ層の上に他の層を積層したものであり、本件発明３において焼成するシート体とは異なるものであるから、本件発明３は、甲２発明(2)及び甲３技術に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものとはいえないと判断した。

これに対し、本判決は、特許請求の範囲には、「シート体を形成し、該シート体を焼成することを特徴とするガスセンサ素子の製造方法」とされるのみで、この記載からは、形成されたシート体をその後焼成することが規定されていることは明らかであるものの、その焼成の態様について何らかの限定をする趣旨を読み取ることはできず、焼成の対象となるシート体が、各表面アルミナ層のアルミナシートとは反対側の面に他の層などが形成されていないものに限定されるとの解釈を導き出すことはできないなどとして、審決の上記解釈を否定し、当該解釈を前提とする審決の容易想到性の判断には誤りがあるとした。